別紙

答申第11号

答申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本件審査請求の対象となった公文書のうち、別表に示す部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成29年6月20日、山形県個人情報保護条例(平成12年10月 県条例第62号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、山形県知事 (以下「実施機関」という。)に対し、以下のとおり開示請求(以下「本件開示請求」 という。)を行った。
 - (1) 平成29年3月30日に○○児童相談所長が決定した、審査請求人の子 ○○○ ○○ (以下「子」という。)の、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項の規定に基づく一時保護委託、及び一時保護委託解除に至る経緯のわかる 文書
 - (2) 平成29年3月30日付け一時保護委託解除決定通知時に示された経過観察項目 の決定理由がわかる文書
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、
 - (1) 平成29年3月30日に、○○児童相談所長が決定した、子の一時保護委託及び 一時保護委託解除に至る経緯のわかる文書
 - ア 児童記録の一部(子に係る一時保護委託及び一時保護委託解除に至るまでの記録)
 - イ 一時保護決定に向けてのアセスメントシート
 - ウ 一時保護に向けてのフローチャート
 - エ 家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト
 - オ 〇〇市からのケース送致書
 - カ 平成28年10月11日開催の○○市要保護児童対策地域協議会個別ケース検 討会議復命書

- (2) 平成29年3月30日付け一時保護委託解除決定通知時に示された経過観察項目の決定理由がわかる文書
 - ア 児童記録の一部(平成29年3月30日 判定・援助方針会議(緊急)に係る 記録)

以上の文書(以下「本件公文書」という。)を特定した上で、その全部を開示しない旨の決定(以下「本件処分」という。)を行い、以下の「開示しない理由」を付して、平成29年7月4日付け○○第110号 個人情報不開示決定通知書により、同日、審査請求人に通知した。

開示しない理由

- ・ 条例第12条第1項第4号該当 個人に関する評価、判断を伴う事務に関する情報であり、開示することにより、 当該事務等の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年9月21日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 4 平成29年11月29日、実施機関は、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件審査請求に係る諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しと、開示請求した個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、及び行政不服審査法第30条第1項の規定により提出した反論書(以下「反論書」という。)において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 実施機関が不開示理由としている条例第12条第1項第4号の「個人に関する評価、判断を伴う事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務等の適正

な実施に支障を及ぼすおそれ」は、漠然として不明確である。

イ 差し迫った現実的なおそれはない。条例は原則開示であるため。開示をしないことは限定的であるため。

以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、審査請求を提起した。

(2) 反論書における主張

- ア 審査請求書の理由の項目に対する形での弁明がなされていない。不明確で不誠実である。
- イ 処分庁の意見について関係機関との協議、調整を行った記録に基づいた対応により、今回の事態となったことは明らかである。一生に一度かもしれない出産にこのような精神的苦痛を受けたことは深い傷として残った。個人情報が正しく伝わっていない可能性もあり、個人情報を開示して原因の説明を求める。
- ウ 条例第12条第1項第4号に該当する理由がわからず、行政側の説明を求める。 証明責任は行政側にある。これは、日本国憲法第21条の情報公開請求権に含まれる知る権利に基づくものである。
- エ 情報を開示することで、今後の児童相談所の適正な業務に支障を及ぼすおそれは ない。
- オ 平成29年3月6日、○○市の担当者と私の両親の話し合いで、子どもを家で育 てることで、○○市も納得したにも関わらず、その後、○○児童相談所とどのよう な話し合いになったのか説明を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、行政不服審査法第29条第2項の規定により提出した弁明書、及び審査会における意見聴取(以下「意見聴取」という。)において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

(1)弁明書における主張

- ・ 本件公文書は、児童虐待対応の記録、一時保護決定のためのアセスメントに係る 書類、関係機関との協議・調整を行った記録であり、いずれも条例第12条第1項 第4号の規定による評価等情報が記載されていることから、これらを開示すること により、児童相談所等関係機関の今後の業務に支障を及ぼすおそれがある。
- 本件処分は、手続においても内容においても何ら違法・不当な点はない。
- したがって、本件請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

(2)意見聴取における主張

山形県個人情報保護条例の趣旨及び解釈(平成13年3月21日付け総第752

号総務部長通知。平成28年3月30日最終改正)における、評価等情報の解釈9 (1) 開示することにより、今後、反復・継続して本人に対して行われる診療、指導等に支障を及ぼすおそれがあるもの、(4) 開示することにより、関係当事者間の信頼関係を損なうおそれがあるもの、及び(5) その他開示することにより、当該事務・事業又は将来の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

・ 特に、(5)に該当するとして不開示とした情報は、○○児童相談所(以下「児相」という。)が児童への適切な措置をとるために、○○市等の関係機関以外には漏らさないことを前提として行われた、連絡、協議、調整及び通知である。これらを開示すれば、市町村における支援の必要な児童等への適切な保護・支援等が困難になるおそれがあるとともに、関係機関との連絡がとれなくなったり、児相の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、平成29年3月30日に児相が決定した、子に係る一時保護委託及び一時保護委託解除に至る経緯のわかる文書、及び平成29年3月30日付け一時保護委託解除決定通知時に示された経過観察項目の決定理由がわかる文書である。

2 本件事案の審査について

審査に当たっては、実施機関より意見を聴取するとともに、本件公文書についてインカメラ審理を行い、不開示の理由となった条例第12条第1項第4号への該当性について検討を行った。

なお、個人情報を審査対象としていることから、非公開で実施したところである。

3 条例第12条第1項第4号該当性について

条例第12条第1項第4号本文は、「診療、指導、選考、相談その他の個人に 関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することに より、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務 若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

実施機関は、本件公文書は同号に該当すると主張しているので、以下、本件公文書 の同号該当性について検討する。

(1) 児相が決定した、一時保護委託及び一時保護委託解除に至る経緯のわかる文書

ア 児童記録の一部(平成29年3月30日一時保護委託決定、一時保護委託解除に 至るまでの記録)

児童記録は、児相が、審査請求人とその家族、及び〇〇市等の関係機関との連絡、協議、調整等を行った記録であり、条例第12条第1項第4号本文前段の「相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報」に該当すると考えられる。

さらに、児童記録を開示することで、条例第12条第1項第4号後段の「当該事務 又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正 な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかについて見ていく。

児童記録には、関係する事実や、それぞれの機関の担当者がした発言をありのままに記述することが求められるところ、その内容は、審査請求人等の機微に触れる言動も含まれ、また、必ずしも厳密に確定していない段階の事実や評価も含まれ得ることが考えられる。このような児相による記録情報を開示しないことが担保されないことで、今後、児相が子と同様の立場にある児童の記録を行う場合に、関係する事実等をありのままに記録することに躊躇する可能性が大きく、児童記録の内容が形骸化する等、児相の相談援助業務等に支障を及ぼす可能性があることから、児童記録は、条例第12条第1項第4号後段の「当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示が相当と判断される。

ただし、児童記録に記載された、会議の開催年月日、会議名称、及び会議における 決定事項をはじめとする、別表に示す情報は、平成29年3月30日に、児相から審 査請求人に対し、「一時保護(委託)決定通知書」及び「一時保護(委託)解除決定 通知書」により通知した決定事項に至る事実経過を記録したものであり、当該情報を 審査請求人に開示しても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は 将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ」はないと考える。

したがって、児童記録については、別表に示す、条例第12条第1項第4号に該当しない部分について、開示すべきと考える。

イ 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

一時保護決定に向けてのアセスメントシート(以下「アセスメントシート」という。)は、一時保護の判断の客観性、的確性を高めるため、あらかじめ用意されたリスク度判定のための客観的尺度(リスクアセスメント基準)に照らし合わせて緊急介入の必要性や緊急保護の要否判断等を行うために用いられるものであり、本件事案においても、児相は、子の一時保護の検討にあたり、アセスメントシートによる要否判断を行った。

アセスメントシートは、厚生労働省作成の「子ども虐待対応の手引き」(最終改正 平成25年8月23日。以下「手引き」という。)において公表しているものであり、アセスメントシートによる一時保護の要否判断を行った事実を開示することは、児相 における事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと 考える。

ただし、本件公文書のアセスメントシートに記載された個々の情報を見ていくと、評価項目①から⑧における各小項目(例:評価項目①「当事者が保護を求めている?」の場合の小項目は、「子ども自身が保護・救済を求めている」、及び「保護者が、子どもの保護を求めている」。)及び、小項目右側の自由記述欄には、児相による、審査請求人をありのままに評価した情報等が記載されており、このような児相の評価等情報を開示しないことが担保されないことで、今後、児相が子と同様の立場にある児童の評価等をありのままに記録することに躊躇する可能性が大きく、アセスメントシートの内容が形骸化する等、児相の相談援助業務等に支障を及ぼす可能性があることから、これらの評価等情報の開示は、児相における事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると考える。

したがって、アセスメントシートについては、上述の①から®内の各小項目及び 自由記述欄を除いた情報を開示すべきと考える。

ウ 一時保護に向けてのフローチャート

一時保護に向けてのフローチャート(以下「フローチャート」という。)は、上述のアセスメントシートの評価結果に基づき、一時保護の必要性等の検討に用いるものであり、本件事案においても、児相は、同様の検討を行い、「発生前の一時保護を検討」に分類された。

フローチャートについては、アセスメントシートと同じく、手引きにおいて公表 しているものであり、上記イのように審査請求人に関する評価等情報は含まれてい ないことから、全面開示すべきと考える。

エ 家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)は、入所措置中の子どもについて、家庭復帰を検討する段階を迎えた時に、最低限押さえておくべき項目を整理したものであり、家庭復帰の可能性を客観的に判断するために用いられるものであるが、本件事案においても、児相は同様の検討を行い、一時保護時において「家庭復帰は不可」、一時保護解除時において「家庭復帰を進める」と判定したものである。

チェックリストは、厚生労働省作成の「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年3月14日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

長通知) において公表しているものであり、チェックリストによる家庭復帰の適否 判断を行った事実を開示することは、児相における事務若しくは事業の適正な実施 に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと考える。

ただし、本件公文書のチェックリストに記載された個々の情報を見ていくと、チェック項目右側の特記事項欄には、児相による、審査請求人をありのままに評価した情報等が記載されており、このような児相の評価等情報を開示しないことが担保されないことで、今後、児相が子と同様の立場にある児童の評価等をありのままに記録することに躊躇する可能性が大きく、チェックリストの内容が形骸化する等、児相の相談援助業務等に支障を及ぼす可能性があることから、これらの評価等情報の開示は、児相における事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると考える。

したがって、チェックリストについては、上述の特記事項欄を除いた情報を開示 すべきと考える。

オ 〇〇市からのケース送致書

本送致書は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条第1項第1号の規定に基づき、〇〇市から児相に対し、子に係る児童虐待の事案送致を行った際に提出された文書であり、事案送致の理由、事案の概要、事案に対する〇〇市の対応経過等が記載されたものである。

また、本送致書には、虐待相談・通告受付票、経過票の写し、〇〇市要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議録の写し、〇〇市の婦人相談台帳、婦人相談対応の経過、及び本件事案に係るケース概要の写しが添付されており、条例第12条第1項第4号本文前段の「相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報」に該当すると考えられる。

さらに、本送致書を開示することで、条例第12条第1項第4号後段の「当該事務 又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正 な実施に支障を及ぼすおそれ」に該当するかどうかについて見ていく。

本送致書には、児相や〇〇市等の関係機関による、審査請求人やその家族をありのままに評価した情報等が記載されており、このような児相の評価等情報を開示しないことが担保されないことで、今後、児相が子と同様の立場にある児童の評価等をありのままに記録することに躊躇する可能性が大きく、送致書の内容が形骸化する等、児相の相談援助業務等に支障を及ぼす可能性があることから、本送致書は、条例第12条第1項第4号後段の「当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示が相当と判断される。

ただし、本送致書に記載された、子どもの氏名、生年月日、現住所、保護者の氏名、生年月日、職業、及び現住所は、子及び審査請求人本人に係る情報であり、また、本件事案に対する〇〇市の対応経過は、平成29年3月30日に、児相から審査請求人に対し、「一時保護(委託)決定通知書」及び「一時保護(委託)解除決定通知書」により通知した決定事項に至る事実経過を記録したものであり、これらの情報を開示しても、「当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ」はなく、条例第12条第1項第4号に該当しないことから、開示すべきと考える。

したがって、本送致書については、別表に示す、条例第12条第1項第4号に該当 しない部分について、開示すべきと考える。

カ 個別ケース検討会議復命書

個別ケース検討会議復命書(以下「復命書」という。)は、平成28年10月1 1日に開催された〇〇市要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加した、児相の職員が作成した復命書であり、当該職員の職氏名、出張機関、用務先及び所在地、用務内容(会議名称)、面談相手(会議参集者)、及び用務概要が記載されている他、上述アの一部、及び本件事案のケース概要が添付されている。

実施機関は、復命書を全面不開示としているが、復命書は職員の職務遂行の結果を記載したものであり、原則として「個人に関する情報」にあたらず、「当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれ」がない限りは開示すべきと考える。

したがって、復命書については、別表に示す、条例第12条第1項第4号に該当 しない部分について、開示すべきと考える。

(2) 一時保護解除決定時に示された経過観察項目の決定理由がわかる文書

ア 児童記録の一部(平成29年3月30日 判定・援助方針会議(緊急)に係る記録)

上述の(1)アと同様、別表に示す部分については、条例第12条第1項第4号に該当しないことから、開示すべきと考える。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

- 1 不開示理由の明示について
 - (1) 実施機関は、開示請求のあった個人情報の不開示決定等をする場合は、条例第1 3条第1項の規定に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならないが、この

通知には、山形県個人情報保護事務取扱要綱(平成13年3月21日付け総第750号総務部長通知。平成28年3月31日最終改正。)第3の3(8)②の規定により、開示しない部分及び開示しない理由を具体的かつ明確に記載するとともに、根拠条項を記載することとされている。また、山形県行政手続条例(平成8年3月県条例第9号。)では、同条例第8条第2項の規定により、当該処分の理由を書面で示すこととされている。これらの趣旨は、昭和60年1月22日最高裁判所第三小法廷判決の事例に照らすと、実施機関が不開示決定等をするにあたり、不開示決定等についての実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示理由を相手方に知らせることで審査請求等に便宜を与えるところにある。

- (2) 審査会において、実施機関の個人情報不開示決定通知書を確認したところ、「開示しない理由」欄には、「個人に関する評価、判断を伴う事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務等の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第12条第1項第4号該当)」と、当該条文が引用されているのみであり、本件公文書について、その全部を不開示とした具体的理由、すなわち、どの文書にどのような情報が記載されており、それが公にされると、どのような根拠によって条例第12条第1項第4号に該当するのかについて、具体的かつ、明確に記載されていない。
 - (3) このような処分は、審査請求人にとって、具体的な文書名や当該文書中のどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できないため、審査請求等を行うにあたって、具体的、効果的な主張を困難にさせているものであり、不開示理由の提示に不備があると言わざるを得ず、このような処分の取消しを求め、本件事案を実施機関に差し戻す答申とするべきとの意見も出たところである。
- (4) しかしながら、上述の答申を行うことは、不開示の当否についての判断を先送りすることになり、個人の権利利益を保護する個人情報保護条例及び国民の権利利益の救済を図る審査請求制度の目的に必ずしも合致しないことから、本件事案については、審査会としては、第5の4のとおりの判断を行ったものである。今後、実施機関においては、個人情報の不開示決定等を行う場合は、不開示理由を明確に提示するよう求める。

2 開示請求の対象となる個人情報の特定について

(1) 実施機関は、山形県個人情報保護事務取扱要綱第3の2(2)の規定により、開示請求の対象となる個人情報の特定のため、随時開示請求者に連絡をとるなど、必要な事項を十分に確認し、当該個人情報の内容の特定を行うこととされている。

(2) 本件事案において、児相は、開示請求者に確認を行わずに、「一時保護(委託) 決定通知書」及び「一時保護(委託)解除決定通知書」を、本件開示請求の対象外 とするなど、個人情報の特定に必要な確認を行っていないことから、今後はこのよ うなことのないよう、開示請求の対象となる個人情報の特定を十分に行うべきであ る。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月29日	諮問庁から諮問を受けた。
平成30年 1月16日 (第32回審査会)	事案の概要説明、及び事案の審議を行った。
平成30年 2月20日 (第33回審査会)	事案の審議を行った。
平成30年 3月26日 (第34回審査会)	実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成30年 5月 8日 (第35回審査会)	事案の審議を行った。
平成30年 7月12日 (第36回審査会)	事案の審議を行った。
平成30年 8月 9日 (第37回審査会)	事案の審議を行った。
平成30年 9月10日 (第38回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開·個人情報保護審査会委員名簿

任期:平成29年4月1日~平成31年3月31日

氏	名	役 職	備考
伊藤	三 之	弁護士	会長
和泉田	保一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊藤	春江	社会保険労務士	委員
須賀ま	り子	山形市教育委員	委員
渡辺	麻 里	弁護士	委員

別表

公文書の件名	開示すべき部分	
児童記録の一部(予	- 子に係る一時保	護委託及び一時保護委託解除に至るまでの記録)
19ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)
	5行目	年月日及び会議名称(カッコ書きを除く)
	26 行目から 29 行目	全部
	31行目	年月日及び会議名称(カッコ書きを除く)
	32行目	会議開催時刻
2 0ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)
	16行目から 17行目	全部
	29行目から 35行目	全部
	37行目	職員の職氏名を除く全部
2 1ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)
	5行目	カッコ書きを除く全部
	6行目	打ち合わせ開催時刻
	24行目	職員の職氏名を除く全部
	25行目から 29行目	全部
	31行目	職員の職氏名を除く全部

21ページ	32行目	入電時刻
2 2ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)
	2行目	職員の職氏名を除く全部
	3行目	会議開催時刻
23ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)
	14行目	全部
	16行目から 22行目	全部
	30行目	カッコ書きを除く全部
	31行目から 32行目	全部
	34行目	職員の職氏名を除く全部
	35行目	入電時刻
2 4ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)
	3行目	職員の職氏名を除く全部
	4行目から 7行目	全部
	18行目	全部
	20行目から 24行目	全部
	26行目から 27行目	全部

2 4ページ	29行目から 30行目	全部	
	32行目	職員の職氏名を除く全部	
	33行目	面接開始時刻	
25ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)	
	8行目から 11行目	全部	
	13行目	職員の職氏名を除く全部	
	14行目	全部	
	33行目	全部	
一時保護決定に向け	一時保護決定に向けてのアセスメントシート		
3 5ページ		題名、①から⑧のチェック項目とチェック結果(各小項目と自由記載欄を除く)	
一時保護に向けての	のフローチャー	- }	
36ページ		全部	
家庭復帰の適否を判	判断するための	チェックリスト	
37ページ		特記事項を除く全部	
38ページ		特記事項を除く全部	
○○市からのケース送致書			
3 9ページ		全部	
4 0ページ		対応経過の全部 ケース担当者の所属及び電話番号	

平成28年10月11日開催の○○市要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議復命書		
68ページ		次の①から③を除く全部 ① 用務内容欄記載の、審査請求人以外の特定妊婦の氏名 ② 面談相手欄記載の職員の職氏名 ③ 用務概要欄記載の、審査請求人以外の特定妊婦に係る全ての情報
6 9ページ		全部
7 0ページ	1行目	全部(「月日」及び「記事」)
	2行目	年月日及び会議名称(カッコ書きを除く)
	23 行目から 26 行目	全部